

国民健康保険税の 税率が変わりました

国民健康保険は、病気やけがをしたときに安心して医療が受けられるように、加入者が国民健康保険税を出し合い、お互いに助け合う制度です。

「広報かみさと2月号」でお知らせしましたとおり、令和2年4月からの保険税率について財政の健全化を目的とした改正を行いました。

問合せ…税務課住民税係【☎35-1221(内線1131~1133)】

令和2年4月からの国民健康保険税率改定表

区分	所得割		資産割		均等割		平等割		課税限度額	
	改定前	改定後	改定前	改定後	改定前	改定後	改定前	改定後	改定前	改定後
医療給付費分	6.30%	6.30%	25%	12%	15,000円	21,000円	10,000円	9,000円	61万円	63万円
後期高齢者 支援金等分	1.80%	1.90%	—	—	8,100円	9,000円	—	—	19万円	19万円
介護給付金分	1.23%	1.33%	—	—	8,000円	9,000円	—	—	16万円	17万円

税額の算定方法

国民健康保険に加入している方の前年中の所得、本年度の固定資産税額、加入者数等に基づいて下表の区分ごとに算定し、その合計額が年税額となります。年税額はその年の4月から翌年3月までの年度ごとに算定し、途中で加入・離脱等の異動があった場合は月割での課税となります。

国民健康保険税額（年税額）

＝

医療給付費分（①～④）＋後期高齢者支援金等分（①～④）＋介護給付金分（①～④）


区分	医療給付費分	後期高齢者支援金等分	介護給付金分
①所得割額	(前年の総所得金額等-33万円) ×6.3%	(前年の総所得金額等-33万円) ×1.9%	(前年の総所得金額等-33万円) ×1.33%
②資産割額	本年度中の固定資産税額 ×12%	—	—
③均等割額	加入者数×21,000円	加入者数×9,000円	加入者数×9,000円
④平等割額	9,000円	—	—
課税限度額	63万円	19万円	17万円


※介護給付金分は加入している40歳以上65歳未満の方が該当します。


※区分ごとの算定額が課税限度額を超えた場合、超過分は課税されません。

※世帯主を含む加入者全員の合計所得が法令に定められた額よりも低い場合には、均等割額と平等割額が軽減される制度があります。

令和2年度 国民健康保険税の新税率を使ったモデルケースでの試算（年税額）

【ケース① 1人世帯】 ・年齢40～64歳 ・固定資産税なし		合計所得	33万円以下	100万円	200万円
		改正前	12,300円	103,500円	196,800円
		改正後	14,400円	111,800円	207,100円

【ケース② 2人世帯】 ・年齢40～64歳 ・固定資産税なし ・1人は収入なし		合計所得	33万円以下	100万円	200万円
		改正前	21,600円	120,200円	227,900円
		改正後	26,100円	133,400円	246,100円

《ケース③ 4人世帯》 ・年齢 2人は40～64歳 2人は39歳以下または65歳以上 ・固定資産税なし ・3人は収入なし		合計所得	33万円以下	100万円	200万円
		改正前	35,400円	121,500円	250,300円
		改正後	44,100円	137,300円	276,700円

住民税の申告は必要か？

令和2年度の個人住民税は、令和2年1月1日現在の住所地で、令和元年中の所得等に基づいて課税されます。住民税の申告は、個人住民税の課税資料として使用されるほか、国民健康保険税やその他各種保険料、保育料、各種福祉年金・手当などの基礎資料になります。令和2年度（元年分）の住民税の申告がまだお済みでない方は、税務課住民税係窓□（1階②番）で申告してください。

◆申告が不要な方

- ① 税務署に令和元年年分の所得税の確定申告書を提出された方
- ② 令和元年中の所得が給与所得のみの方で、勤務先から上里町へ給与支払報告書が提出されている方
（給与支払報告書の提出については勤務先にお問い合わせください。）
- ③ 令和元年中の所得が公的年金等のみで、公的年金等の源泉徴収票に記載されていない控除（医療費控除や生命保険料控除など）の適用を受けない方
- ④ 令和元年中の合計所得金額が住民税均等割非課税基準（扶養親族等がいらない場合は28万円）以下の方

（注意事項）

申告が不要な方（例えば、所得がなかった方、遺族・障害年金のみがあった方、扶養親族になっている方など）でも、国民健康保険税や介護保険料等の正しい計算や、各種減免・軽減措置を受けるために申告が必要な場合があります。また、令和2年度（元年分）の課税証明書等が必要な方も申告が必要となります。

◆申告に必要なもの

- ①・②は申告者全員、③・④は該当者のみ必要です。
- ① 印鑑（認印可）
- ② マイナンバー（個人番号）に係る本人確認書類

【例】マイナンバーカードまたは通知カードと身元確認書類（※）
※運転免許証、健康保険の被保険者証、在留カード、障害者手帳など

③ 所得に関するもの

【例】令和元年中の収入金額等を証明する書類
・給与、公的年金の収入があった方は、源泉徴収票
・その他の収入がある人は、収支内訳書や収入金額
・必要経費がわかる書類

④ 控除に関するもの

【例】各種控除を受けるための必要書類
・社会保険料等の領収書や納付額証明書（源泉徴収票に記載がある場合は不要）
・生命保険料、地震保険料の控除証明書

問合せ：税務課住民税係 ☎ 35-1221
（内線1131-1133）

令和2年度(元年分)課税証明書等の発行について

令和2年度の町民税・県民税(個人住民税)税額決定・納税通知書は、6月9日(火)(予定)に発送します。

また、令和2年度(元年分)の課税(非課税)証明書・所得証明書は、個人住民税の賦課決定後の発行となりますので、6月9日(火)(予定)から発行することができます。

なお、住民税の申告が遅れている場合や延長期間に確定申告をされた方は、すぐに証明書を発行できない場合もありますのでご注意ください。

障害者に対する軽自動車税の減免

障害者が一定の要件を満たした場合、通院・通学や生業等のために使用する軽自動車・普通自動車等のうち、障害者1人につき1台に限り、軽自動車税・自動車税・自動車取得税が減免になります。

【対象】(下記のいずれかに該当する場合)

- ①車両の所有者及び運転者が該当者本人、または該当者と生計をともにする方の場合
- ②障害者が納税義務者であり、その世帯に運転できる方がいなく、同一生計でない常時介護する方が運転する場合

※自動車税の減免は、他にも要件があります。軽自動車の減免は、上記以外で該当する場合があります。詳細はお問い合わせください。

【申請期限】

6月1日(月)まで(毎年申請が必要です)

※上記期限を過ぎてからの申請は受付出来ませんのでご注意ください。

【準備】

- ①身体障害者手帳・戦傷病者手帳・療育手帳
精神障害者保健福祉手帳のいずれか
- ②納税通知書(納付せずにお持ちください)
- ③運転免許証

問合せ…税務課資産税係 **【☎35-1220】**

【減免の対象となる障害の区分および級】

手帳の種類および障害の区分	減免の対象となる障害の級
心臓、じん臓、呼吸器、小腸、ぼうこうまたは直腸	1級または3級
体幹	1級から3級までおよび5級
聴覚	2級または3級
視覚	1級から3級までおよび4級の1(4級のうち視力の良い方の眼の視力が0.08~0.1)
音声または言語機能	3級(こう頭が摘出された場合に限る)
平衡機能	3級
上肢 ※主に手や腕	1級または2級
下肢 ※主に足	1級から6級まで
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能(上肢)	1級または2級
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能(移動)	1級から6級まで
ヒト免疫不全ウィルスによる免疫機能、肝臓	1級から3級まで
療育手帳	㊤またはA
精神障害者保健福祉手帳	1級で、かつ障害者総合支援法に規定する精神通院医療を受けている方
戦傷病者手帳	身体障害者手帳の減免の範囲に準じる

※障害名が「半身不随」など複数の障害がある場合は、障害の区分ごとの等級(上肢の級、下肢の級)により判定します。

※障害者が施設に入所している場合は、身体障害者手帳1~2級(戦傷病者手帳で準じる場合を含む)の方、療育手帳㊤またはAの方、精神障害者保健福祉手帳1級で施設以外の病院で精神通院医療を受けている方が対象となります。

納税相談窓口 ~休日開庁・夜間開庁のお知らせ~

- ◆5月の開庁日 【休日】(午前8時30分~正午) **5月10日(日)**
【夜間】(午後8時まで) **5月25日(月)**
※夜間は庁舎西入口(夜間入口)からお入りください。

◆相談窓口の問合せ…税務課収税係

【☎35-1220(内線1121~1125)】

※納税相談の場合は、あらかじめお電話でご連絡ください。

固定資産税第1期・軽自動車税の納期限は**6月1日(月)**です。
税金のお納めには便利な**口座振替**をご利用ください。

〔口座振替日は納期限日となります。残高不足等で振替ができなかった場合、再度の振替はできませんので、残高の確認をお願いします。〕